昭和３７年　４月　１日　　制定

昭和６１年　４月２３日　　改正

平成　４年　７月１４日　　改正

平成１３年　４月　１日　　改正

平成１６年　１月２６日　　改正

平成１６年１２月１３日　　改正

平成２８年　１月　９日　　改正

平成２９年　１月２１日　　改正

東海学生剣道連盟規約

東海学生剣道連盟

東海学生剣道連盟規約

第１章　　総則

（名称）

1. 本連盟は、東海学生剣道連盟（以下「本連盟」）と称する。

（事務所）

1. 本連盟の事務所を愛知県内に置く。

（目的）

1. 本連盟は、加盟各大学相互の緊密な連携を図り、学生剣道の健全な発展に寄与せんとすることを目的とする。

（事業）

1. 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
   * + - 1. 学生剣道大会の開催
         2. 合同稽古会および研修会等の開催
         3. 全日本学生剣道連盟の事業への参加
         4. 記録の蒐集および保存
         5. その他、前条の目的達成のために必要と認めた事業

第２章　　組織

（組織）

1. １　本連盟は、東海地区（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）に所在する大学

の剣道部および学生剣道連盟卒業生さらに学生剣道の指導・育成に熱意が

あると認められる者を以て組織する。

２　本連盟は、全日本学生剣道連盟に加盟する。

（加盟・脱退）

1. １　本連盟に加盟および脱退する場合は、その必要事項を学生幹事会に届け出

　　て常任理事会の決議を経て、会長の承認を得なければならない。

２　加盟を承認された大学は、本規約第２３条に定める加盟費および登録費を

納入しなければならない。

３　加盟を希望する場合、剣道部創立1年以上を経過したものでなければなら

ない。

４　休部および休部からの復帰を希望する大学は、その必要事項を学生幹事会

に提出し、常任理事会の決議を経て、会長の承認を得なければならない。

５　再加盟は、その必要事項を学生幹事会に届け出て　常任理事会の決議を経

て、会長の承認を得なければならない。

　　　　　　６　加盟（再加盟を含む）、脱退、休部、休部からの復帰は理事会での決議を以て正式に承認される。但し、常任理事会の決議を得た時点から理事会での決議を得るまでは暫定承認とする。その期間は正式決議後と同等の権利、義務を有するものとする。

（登録）

1. １　各加盟大学は、毎年4月末日までに次に掲げる事項を本連盟に報告しなけ

ればならない。

* + - * 1. 名称
        2. 所在地
        3. 連絡場所並びに電話番号
        4. 新年度役員名簿および部員名簿
        5. その他必要と認めた事項

　２　前項について変更ある場合は直ちに本連盟へ報告しなければならない。

第３章　役員

（役員および任期）

1. 本連盟に次の役員を置く。卒業生役員の任期は3年とし、学生役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

（１）会長　　　　1名　　　　　　（５）常任理事　　若干名

（２）副会長　　若干名　　　　　　（６）専務理事　 　1名

（３）理事長　　　1名　　　　　　（７）会計監査　　　2名

（４）副理事長　若干名　　　　　　（８）理事　　　（第１５条による）

（会長）

1. １　会長は、常任理事会において推挙され理事会において選任される。

２　会長は本連盟を代表する。

（副会長）

1. １　副会長は、常任理事会において推挙され会長が委嘱する。

２　副会長は、会長に事故あるときにはこれを代行する。

（理事長）

1. １　理事長は、常任理事会の互選に基づき、会長がこれを委嘱する。

２　理事長は、常任理事会および理事会を主宰する。

（副理事長）

1. １　副理事長は、常任理事の互選に基づき、会長がこれを委嘱する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるあるときはこれを代行する。

（専務理事および会計監査）

1. １　専務理事および会計監査は、常任理事より常任理事会において推薦され、

会長がこれを委嘱する。

２　専務理事は、定期的に本連盟の業務および会計を監督する。

３　専務理事は、必要と認められる全日本学生剣道連盟主催の行事に、本連盟

を代表して出張することができる。

４　会計監査は、本連盟の会計を監査し、理事会に報告する。

（常任理事）

1. １　常任理事は、理事の互選により選出され、常任理事会を構成する。

２　常任理事会は、必要により学生剣道の指導・育成に熱意があると認められ

る者を推薦し、会長がこれを指名し、常任理事として委嘱することができ

る。

３　学生常任理事を以て学生幹事会を構成し、理事会、常任理事会の決議事項

に基づき専務理事の指導を受け、本連盟の運営を遂行する。

（理事）

1. 学生理事および卒業生理事は、原則として各加盟大学がそれぞれ代表者1名を選出し、理事会を構成する。但し加盟大学以外の卒業生であっても、指導者として卒業生理事に代わり選出されることも認める。

（役員変更）

1. 役員がその任期中に交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（学生役員の選出）

1. 本連盟の学生役員は、毎年定例理事会において選任される。

（名誉会長）

1. １　本連盟に、名誉会長を置くことができる。

２　名誉会長は、会長経験者で、本連盟の発展に多大な貢献のあった者の中か

ら、会長が常任理事会の推薦を受け、理事会の同意を得てこれを委嘱する。

（顧問・相談役および参与）

1. １　本連盟に、役員の他に顧問・相談役・参与を置くことができる。

２　顧問は、本連盟の会長もしくは副会長経験者または本連盟に功績のあった

者の中から、会長が常任理事会の推薦を受け理事会の同意を得てこれを委嘱する。

３　顧問は、会長の諮問に応ずる。

４　相談役・参与は本連盟に功績のあった者の中から、会長が常任理

事会の推薦を受け理事会の同意を得てこれを委嘱する。

第４章　機関

（機関）

1. 本連盟の機関として、理事会・常任理事会を設ける。また、常任理事会の決定により補助機関を設けることができる。

（理事会）

1. １　理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常任理事、会計

監査、理事を以て構成する。

２　理事会は、会長がこれを招集し、理事長が議長となる。

３　理事会は本連盟の最高決議機関であって、次の事項を決議する。

* + - * 1. 規約の改正
        2. 事業計画および収支予算
        3. 事業報告および収支決算
        4. 役員の選出
        5. 罰則の適用およびその他の重要事項
        6. 加盟、脱退、休部、休部からの復帰の承認

４　定例理事会は年1回開催する。

５　会長が必要と認めた場合または加盟大学の半数以上の要求があった場合に

臨時理事会を開催できる。

　　　　　 ６　理事会は、委任状を含む理事の３分の２以上の出席を以て成立し、出席理事

の過半数を以て決議する。但し、規約の改正は出席理事の４分の３以上の承認を必要とする。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

（常任理事会）

1. １　常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、会計監査

および常任理事を以て構成する。

２　常任理事会は、理事長が招集し、理事長が議長になる。

３　常任理事会は、定例常任理事会と臨時常任理事会よりなる。

４　常任理事会は、本連盟の運営・活動・予算・決算・その他事業に関する企

画・立案事項を理事会に提案することができる。なお、緊急案件については決議・執行することができる。但し、これを直近の理事会に報告し、承認を得なければならない

５　常任理事会は、理事会における決議事項を執行する

６　常任理事会における承認は、出席者の過半数を以て決する

（補助機関）

1. １　本連盟の運営、事業の執行上必要な補助機関を常任理事会のもとに設ける

２　補助機関は役員を以て構成する　但し、必要に応じて常任理事会の承認を

得て、役員以外から選出することができる

第５章　会計

（会計）

第２３条　　１　本連盟の経費は、加盟団体の加盟費・登録費・分担金・寄付金および本連

盟の主催の事業の収益金その他の収入を以てこれにあてる

　　　　　　２　加盟費および登録費等の額並びに納入時期については別に定める

（会計年度および予算・決算）

第２４条　　１　本連盟の会計年度は、毎年12月15日に始まり翌年12月14日に終わる

　　　　　　２　予算は、常任理事会において決議し、理事会の承認を得なければならない

　　　　　　３　決算は、常任理事会において決議し、会計監査の監査報告と共に理事会の承認を得なければならない

第６章　罰則

（罰則）

第２５条　　１　本連盟加盟大学または部員が、本規約に違反し本連盟の名誉を傷つけまたは秩序を乱した場合、本連盟は特別の委員会を設けてこれを調査し、その報告に基づき警告・権利の停止または除名を行うことができる。但し、除名の場合には理事会の決議により出席理事の４分の３以上の同意を要する。権利の停止は、理事会の議決により解除することができる。

　　　　　　２　本連盟への提出書類、登録費、試合参加料など延滞した場合、本連盟はその請求にかかる費用を請求できる。

第７章　改正

（改正）

第２６条　　１　本連盟の規約改正は、常任理事会の決議を経て、理事会の承認を以て改正することができる。

細則

1. 本規約第２条による事務所を次に置く。

〒453-0035　愛知県名古屋市中村区十王町11-22

1. 本規約第5条による加盟大学は、1大学1剣道部とする。
2. １　本規約第7条による本連盟加盟員の登録
3. 2年制大学、ならびに2年制学部学科の学生は2回までとする。
4. 3年制大学、ならびに3年制学部学科の学生は3回までとする。
5. 4年制大学、ならびに4年制学部学科の学生は4回までとする。
6. 6年制大学、ならびに6年制学部学科の学生は6回までとする。

　　　　　２　転校により所属大学が変わった場合など、特別な場合には常任理事会においてこれを審議する。

東海学生剣道連盟　組織機構図

|  |  |
| --- | --- |
| 会長　　　　(1名) | 常任理事会で推挙 |
| 副会長　（若干名） | 同 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **常任理事会(執行機関)** | |  |  |  |
| 会長 |  |  |  |  |
| 副会長 |  |  | **学生幹事会** | |
| 理事長　　（1名） | 常任理事の互選 |  | 幹事長 | 幹事の互選 |
| 副理事長　(若干名) | 同 |  | 副幹事長 | 同 |
| 専務理事　　(1名) | 常任理事会で推薦 |  | 女子幹事長 | 同 |
| 常任理事　(若干名) | 理事の互選・会長指名 |  | 幹事 | 学生理事の互選 |
| 会計監査 　(2名) | 常任理事会で推薦 |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **理事会(議決機関)** | |
| 会長 |  |
| 副会長 |  |
| 理事長 |  |
| 副理事長 |  |
| 専務理事（1名） |  |
| 常任理事 (若干名) |  |
| 会計監査（2名） |  |
| 理事 | 加盟大学OB(もしくは指導者)、学生各1名 |

|  |
| --- |
| 東海学生剣道連盟加盟大学　OB・学生部員 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　昭和37年4月1日　　制定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成13年4月1日　　改訂

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成28年1月9日　　改訂

加盟大学OB（もしくは指導者）、学生各１名

１

附則

　　　　　昭和３７年　４月　１日　　制定

昭和６１年　４月２３日　　改正

平成　４年　７月１４日　　改正

平成１３年　４月　１日　　改正

平成１６年　１月２６日　　改正

平成１６年１２月１３日　　改正

平成２８年　１月　９日　　改正

平成２９年　１月２１日　　改正